

（第三部）

第六回 参議院 参議院 地方行政委員会 會議録 第八号

昭和二十四年十一月二十五日（金曜日）
午後一時三十四分開会

本日の会議に付した事件

○地方自治法の一部を改正する法律案（内閣送付）

○地方行政調査委員会設置法案（内閣送付）

○北海道総合開発に関する件

○委員（岡本愛蔵） 只今から地方行政調査委員会を開会いたします。最初に地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。速記を始めて下さい。

午後一時三十五分速記中止

午後二時四十一分速記開始

○委員（岡本愛蔵） 速記を始めます。

それでは一時地方自治法の一部改正法律案の審議を申したいとして、法務省が見えましてから、地方行政調査委員会設置法案について質疑を続行いたします。今日法務省にお出で頂いたのは、この委員会でも数回に亘りまして、今申した地方行政調査委員会設置法案を審議しておりましたが、そのときに疑問になりましたことが沢山あります。その中で先ず根本的な疑問といたしまして、この委員会が第二條によりまして「国家行政組織法第八條第一項の規定に基づいて、臨時に、総務府の機関として、設置せられる」ということが規定してあるのではありませんか。で、「総務府の機関として」という言葉の使い方は、字句の使い方は初めてで

ありまして、これが附屬機関でないという点もこれで分りますが、段々質疑を続けて行きますと、この地方行政調査委員会というものは、総務府に設置せられた日本学術会議と同性質のものであるという政府からの答弁があつたのであります。そういった点から、この日本学術会議の方は総務府の所轄の下に日本学術会議が置かれていて、このように法文に書いてある。

そこでそれではこの地方行政調査委員会が「総務府の機関として、置かれる」というのと、所轄の下に置く、というのと同様であるかどうかということが問題になつて来た。そこで地方自治庁側の政府委員からは、これは同様だという答弁があつた。何故かという点とを質問するかと申しますと、この総務大臣の所轄の下に「置かれる」といふ言葉は、国家公安委員会が総務大臣の所轄の下に置かれていて、そこで通称総務大臣が国家公安委員会並びにその下にあります国家地方警察の長官を指揮監督できるかどうかという問題が起りました。そのときに「所轄の下」とあるのだから、指揮監督ができるんだというように説か、政府の一部にあつたように聞いたのであります。併しこれは後で取消されたようでもありますが、そういうふうなことから、字句の意義といたしまして明確にして置きたい。このようにお尋ねいたすのでありますが、先ず第一にお尋ねいたしますことは、総務府の機関として、というのは、日本学術会議法

の「総務大臣の所轄の下」というのと同一であるかどうか。そういう点をお尋ねします。

○委員（岡本愛蔵） 結論といたしましては同一であると思ひます。その経過をちよつとお話申し上げますが、従来の立法の形式と、国家行政組織法が成立してから後の立法の形式は多少違ふのであります。形式が違ひますために、さういふ御疑問が生じたものと思ひます。従来各省大臣と、その管下の各行政機関との関係を現します用語として置いたのは、管理であるとか、監督であるとか、所轄、こういう文字が使われておりました。その中で所轄と申します用語は、大臣と機関との関係が最も適切で、その機関の独立性が強いものに用いられておりましたので、然らばその所轄の内容とはどうかと申しますと、結局当該機関の設置に關するところでありまして、規定される、このように建前であつたのであります。然るに国家行政組織法になりましたのは、行政組織の系統を明確に定めまして、省、外局、内部部局、附屬機関等にこれを分類することにいたしました。従来のように、大臣と機関との関係について規定する代りに、組織体としての行政機関相互の性格をはつきりさせる。従つて総務府の機関として委員会を持つ、このようにいふに総務府と置いたその中に委員会を……このようにいふにいたしましたのであります。内容は従来の所轄という文字を以て表

わしたのと同じことに実は考へて、おるのであります。そこでこの地方行政調査委員会が、御承知のように委員組織であります。合議制を採つておる、それからその使命、任務からいたしまして、独立性の強いものであります。これは明瞭でありますので、所轄云々の文字がございせんけれども、昔の、従来の所轄と同じような意味のこととあります。従つて先程お話のことと御承知になつてよろうと思ひます。そこでわざと「総務府設置法の中にも、学術会議の次にこれを並べまして、その意義を明らかにしたつもりであつたのであります。

○委員（岡本愛蔵） 速記を止めて。

午後二時五十分速記中止

午後三時二十七分速記開始

○委員（岡本愛蔵） 速記を始めます。委員の方にお話いたしましたように、北海道総合開発振興会の事務局長の岡田氏が見えまして、北海道総合開発につきましてこの委員会に事情を訴えたいというのであります。發言を許したいと思ひますが、御異議ございせんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○委員（岡本愛蔵） それではどうぞ……

○委員（岡田包藏） それでは貴重な時間を拝借しまして、恐縮でございますが、ちよつと開陳させて頂きたいと存じます。

この北海道の総合開発が多年問題になつておりました。政府の方におかれまして、この事情を考へられまして、北海道総合開発審議会をこの五月頃に設けられたのであります。それでこの審議会といたしまして何遍も委員会、総会を開きまして相談いたしました。中間答申をこの総務府の所轄の方へいたしましたのであります。それでその要旨は、北海道の開発としては三つの要旨がある。その一つは、開港法を援えまして、それに適當な行政機構を併せて、開港法と共に解決するということと、二つと、それから丁度第一次拓殖計画と第二次拓殖計画が各々十年でありましたものが、全部済みまして、今の四年プランクになつておるので、現在のお世に合ひました第三次の経済開発基本方針を確立しなければならんと、これが第二点。第三が金融処置を、北海道開発に即応します金融行政と言いますか、金融処置を考へなければならん。この三つを考へておるのであります。それでこの時間の関係や能力の関係やらを見まして、三つ一遍に解決がこの際ではできませんので、取敢ず中間的に中間答申の形において、開港法を援えて答申いたしましたのであります。それでそのことを一口に言ひますと、法律によつて北海道を開港として開港すべし。そのためには政府直屬の委員会を設けて、それでそこで北海道開発の総合計画及び予算もそこでまとめて予算を取る。それで取りました予算はもう一週、入債等であれば農林省、海運道路であれば建設省に予算の移し替へを

して、実態の面には当つて貰う。その執行の上におきましては、やはりこの委員会が大きな監督総合の立場を堅持する。

挨拶を兼ね、御援助をお願いにちよつと罷出たわけであります、よろしくどうぞ。

○委員長(岡本愛祐君) 別に御質問ございませんか。

○説明員(岡田包藏君) それでは又後日一つ。大変有難うございました。

○委員長(岡本愛祐君) それでは先刻に引き続きまして地方自治法の一部を改正する法律案の審議を続行いたします。

○鈴木直人君 実はこの逐條につきま
しては、この前相當詳しく總體的の御
説明のときに聞いたように記憶するの御
です。それでこの一字一句について、
これからずつとやりますと、相當時間
もかかると思われれますので、その点は
一つ政府委員の方で適當に御説明願ひ
ます。

○政府委員(鈴木俊一君) 第七十四條の四でありますが、これは署名の濫用に関する制裁を規定しておるものであります。第一項は大体署名権者、これは選挙人と同じ範圍のものであります。署名権者又は署名運動者に対し暴行若しくは威圧を加え又はこれを助長した者、交通若しくは集會の便を妨げ、又は演説を妨害しその他估計許諾等不正の方法を以て署名の自由を妨害した者、いわゆる選挙の自由妨害と同じような趣旨で、署名の自由を妨害した者、又は署名権者若しくは署名運動者又はその關係ある社寺、学校、公社、組合、市町村等に対する用水、工作、債権、寄附その他特殊の利害關係を利用して署名権者又は署名運動者若しくは署名運動者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は七万五千円以下の罰金に処する。これは衆議院議員選挙法の第五

十五條の、選挙の自由妨害の罪の規定がございますが、それに相当する罪の行為に対しまして、同程度の懲役又は罰金を課するといふ規定であります。言葉も選挙法の言葉をそのまま取りまして、裁判所の処刑或いは実刑取締の運営等におきまして、文句が違ひますために、いろいろな問題が起らないようにいたしました次第であります。

それから第二項は署名の偽造、増減に關する罰、これは衆議院議員選舉法の第百二十七條第三項の投票の偽造、増減と同じであります。それから後段の方は條例の制定若しくは改廢の請求に必要な關係書類を扣留、隠匿若しくは奪取した者、これは衆議院議員選舉法の第百十九條の、暴力行使の規定の後段の方と同じ用語を用いておりますが、そういうようなものも大体同程度の罰を課することにいたしております。第三項はいわば形式犯に屬するものであります、署名運動の秩序を維持するために、こういう種類の罰を加えることにいたしましたわけであります。即ち政令で定める請求書及び請求代表者証明書を附していない署名簿、政令で定める署名を求めるための請求代表者の委任状を附していない署名簿、こ

名を求めた者、この二つの種類の形式犯に對して、一万円以下の罰金といふことを規定した次第であります。

○西鑛吉之助著 第七十四條の四ですが、これは從來こういう不正、不当が行われた、それを防止する意味でこういうような重い刑罰を課せられたと思ひます、これは三件とも相当重い罰と思ひますが、こういうふうな事柄は、

新憲法下日が経たないために、可なり善意で誤つた者もあると思ふのです。が、勿論ここに掲げるような不当なことをやることはいかんとあります。が、ただその刑罰を重くする、こゝいうふうなことを防止するといふふうなことを、一方面的にこゝいうふうにして行くことはどうかと思ふので、又余れに刑罰を重くしたために萎縮して何ゆへに罪を犯すかといふやうな疑問はあつちやいかにといふやうな疑問から、こゝいうふうなことを危つつかしいから、引つ掛かつてはつちまらんとこゝいうふうな考えから、こゝいうふうな正当な意図が阻害される結果になりけりしないか。そういうふうなことになるか。では、新憲法の精神に反することになりますので、何だかどうも少し刑罰が重過ぎるのではないかといふ感を受けますが、その点は如何ですか。

○政府委員(鈴木俊一) 御尤もなお尋ねてございますが、この点は署名に現在非常に乱雑に流れ、権利の濫用の状態になつておりまして、それが單に關係の者だけの濫用で終るならばよゝうなわけですが、その結果が延いては地方の、市町村等の公職にあります者の地位に影響を及ぼし、延いては政治全体の不安定というような原因もなしますので、これを秩序化したいというのが、今回の一つの狙

でございしますが、その秩序化したしらす方法といしましては、このような制裁を以て臨むという方法と、更に署名運動自体を一つの枠の上に乘せまして、一つの軌道の上に乘せまして、その軌道に乗らなければ署名を求めることができない。こういうふうにして、その結果秩序化するという方法と、その阿保あるわけでありますが、後者の、一定のルールを設け、一定の軌道を設けまして、それ以外の署名はできないというふうにいたしますれば、違反もおのずからなくなるわけでありますけれども、どうも署名運動自体に對しまして、そのような枠を設けますことは、これは憲法の保障しておりまする、請願の自由というところにも何か抵触する一抹の疑がございしまするので、そういうような署名運動自体を秩序化するという方法を取りませんで、署名運動自体は、これは如何なる方法でも自由である、ただその署名運動が、いわば公序良俗に反すると申しますか、極く程度の激しいような方法を持ちまして署名を求めました者に對しましては、同様の行為を選挙の投票の際に行いました場合において課せられると同程度の罰を課する。而も選挙の場合には多くの制限制裁があるわけでありますが、これはそれよりも遙かに少い、而も主要なものについてだけ制裁を加えるということにいたしましたわけでありまして、これによりまして、地方政治を、現下の実情に即して安定いたしたいというのがこの改正の趣旨でございします。

○鈴木重人君　只今のお説明を聞きますと、いわゆる署名運動をする署名権者、或いは署名運動者が署名運動をす

は禁錮又は七万五千円以上の罰金に処する。これは衆議院議員選挙法の第百

したいというのが、今回の一つの狙い

者、或いは署名運動者が署名運動をす

すが、この中に一であります、特に署名に關しまして、政令に規定すべき事項を書いてください。

○委員長(岡本愛祐重) この代筆は偽造になるのですか。

○政府委員(鈴木健一重) これはいわゆる犯罪構成をなします署名の偽造というのに該当する場合と、しない場合と、やはり具体的な場合によつて違つて来ると思いますが、併しここに書いておきますのは、すでに有効署名として確定をせられたものを、事後において同様なものを作りまして有効署名のごとくに装う、或いは有効署名が百あるというものを八十プラスにして、百八十という具合にするというやうなものが、直接的な、第二項で規定をいたしておりますものであります。当初の代筆というのはいさゝか選舉委員會の審査とか、有効署名の段階でございしますから、それだけで直ちに偽造という犯罪行為の方には入つて来ないと思ふのであります。

○鈴木重人君 今の問題になつておるのは、條例の制定改廢の請求ですが、その他の直接請求の場合にも、全部これと同じやうな手續であると思ひますが、後になつて或いはそれが出て来るかも知れませんが、若し違ふ点があつたならばここで御説明願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐重) ちよつと鈴木委員にお話いたしました、連絡行政部長はG・H・Qに呼ばれているので、四時に呼ばれておるのだそうですね、今日はこの程度にして明日續行いたしますしやう……それではこれで散会いたします。

午後三時五十四分散会

【卷四】

出席者は左の通り。	委員長 岡本 愛祐君	理事 岡田喜久治君	委員 鈴木 順一君 三木 治朗君 林屋龜次郎君 柏木 庫治君 西郷吉之助君 島村 軍次君 鈴木 直人君	國務大臣 殖田 俊吉君	政府委員 行政管理局長 大野木克彦君	地方自治 政務次官 小野 哲君	總理府事務官 地方自治庁長 鈴木 俊一君	法制意見長官 法制局事務官 佐藤 達夫君	法制意見 第二局長 林 修三君	説明員 北海道的綜合開發 審議會事務局長 岡田 包義君
-----------	---------------	--------------	--	----------------	--------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------	--------------------------------------

昭和二十四年十二月八日印刷

昭和二十四年十二月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所